国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問主意書（松平浩一提出）

科学技術顧問の設置に関する質問主意書（松平浩一提出）

報告書受領

四月二十六日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「在日米軍関係経費の執行状況等について」

議事日程

四月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

平成三十年四月二十七日（金曜日）

午後一時開議

第一　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

質問主意書提出

四月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問主意書（青木愛提出）（第八四号）

報告書受領

四月二十六日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「在日米軍関係経費の執行状況等について」の報告を受領した。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キューバ国国家評議会議長ミゲル・マリオ・ディアスカネル・ベルムデス閣下の国家評議会議長就任につき、四月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、オランダ国国王陛下の御誕生日につき、四月二十六日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トーゴ国の独立記念日につき、四月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成30年５月１日

農林水産大臣　齋藤　健

1　福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成30年５月１日から平成30年５月21日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び福島町役場

2　追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成30年５月１日から平成30年５月21日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局室蘭開発建設部及び室蘭市役所

3　大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成30年５月１日から平成30年５月21日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局釧路開発建設部及び豊頃町役場

4　歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成30年５月１日から平成30年５月21日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局釧路開発建設部及び根室市役所

小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十において準用する同法第十七条の十五第二項の規定により、次のとおり、小型船舶教習所に係る登録事項の変更について公示する。

平成三十年五月一日

四国運輸局長　大谷　雅実

一　高知県立高知海洋高等学校

代表者の氏名

（変更前）宮﨑　啓司

（変更後）竹中　治人

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年５月１日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年５月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

改正された日本工業規格

栄養用チューブ及びカテーテル	T3213
経腸栄養延長チューブ	T3264

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年５月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年５月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　吉野　正芳

記

1．制定された日本工業規格

医療機器及びその他品目のＭＲ環境における安全のための表示に関する標準実施要領　T62570

2．改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―28部：診断用Ｘ線管装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Z4751－２－28
医用電気機器―第２―44部：Ｘ線ＣＴ装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Z4751－２－44

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。